

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）は、指定地方公共機関に対し、事業の実施に関し適切な措置を講ずること、新型インフルエンザ等が発生した場合にも国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう業務を継続することを求めています。

また、同法の規定により、指定地方公共機関は新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、都道府県知事に報告をするとともに、要旨の公表が義務付けられています。

これを踏まえ、指定地方公共機関である横浜高速鉄道株式会社では、「新型インフルエンザ等対策業務計画」を定めましたので、その要旨を下記のとおり公表いたします。

「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1 目的及び基本方針

(1) 目的

新型インフルエンザ等が流行した場合には、本人の感染、感染者の看護、感染を恐れての欠勤などにより、当社においても多数の社員の欠勤が想定される。

本計画は、発生前から流行終息までの各段階において実施すべき事項を予め定めておくことにより、旅客、役員・社員等の安全を確保しつつ、鉄道を通じて国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を継続し、当社の社会的責任を果たすことを目的とする。

(2) 基本方針

ア 旅客、役員・社員、その他関係者の生命の安全確保を最優先とする。

イ お客様の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適切かつ迅速な実施に万全を期するものとし、もって旅客の輸送を適切に行うものとする。

ウ 常に新しい情報を収集し、発生の段階や状況の変化に応じて臨機応変に対応する。

エ 発生に備えた事前準備を行い、職場における感染予防に取り組む。

2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 社長は、神奈川県新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等対策を適切かつ迅速に実施するため、本社に「新型インフルエンザ等本社対策本部」を設置する。

(2) 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合には、対策本部を設置することができる。

3 情報収集及び共有体制

会社は、国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症への対応状況や医療体制等について、国、地方公共団体、世界保健機構等から最新かつ正確な情報入手に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、その情報を迅速かつ適切に社内へ周知する。

4 関係機関との連携

会社は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、神奈川県新型インフルエンザ等対策本部、関係省庁、地方公共団体、他の指定公共機関、その他関係事業者等と緊密に連携してこれを行う。

5 その他

(1) 教育及び訓練の実施

ア 会社は、平素より、社員への新型インフルエンザ等に関する正確な知識の周知に努める。

イ 会社は、新型インフルエンザ等対策の適切な実施が可能となるように、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に係る訓練を行い、国または地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策についての訓練に参加する。

ウ 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に係る訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮する。

(2) 計画の見直し

会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとする。

以 上